奥泉、田中、梁井構成員提出資料

2013年(平成25年)5月20日

集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証 及び再発防止に関する検討会

座長 永 井 良 三 殿

「再発防止策について(案)」の記載内容について

檢討会構成員 奥泉 尚洋 同 田中 義信

同 梁井 朱美

本日検討会に提出されている「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防 止策について(案)」の記述内容について、第三者機関の点を除き、若干意見を述 べます。

1 7ページ

第2 集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大に関する調査から明らかになった事項、(1)予防接種制度の実態、①予防接種における注射針・注射筒等に関する制度について

この項の、2番目の〇(「昭和23年7月の予防接種法施行後」で始まる。)の2番目の「・」(「ツベルクリン反応検査については」で始まる・)については、昭和25年2月の厚生省告示の改正の前に、昭和24年11月の厚生省告示231号において「ツベルクリン反応検査、結核予防接種について、注射針は注射を受けるもの一人ごとに硬く絞ったアルコール綿でよく払しょくし一本の注射器のツベルクリンが使用しつくされるまでこの操作を繰り返し使用してもよい。」と定められていたことを記載しておくべきである。

2 19ページ

- (3) B型肝炎に関する医学的知見及びそれに対する関係機関等の認識、
- ①B型肝炎の病態・感染経路,集団予防接種等による感染リスク等に関する

医学的知見と関係機関の認識

この項に(19ページ)に、次の一文を入れていただきたい。

「〇 一方、昭和48年の医事新報に、厚生省が、「予防接種における注射針交換の医学的根拠:~各人ごとに注射針を取り換えるべき必要性の医学的根拠としての文献をということであるが、私どもが探し得た範囲では見当たらない。」との記述をしている。」

≪理由≫国の認識、方針を示す重要な記載であるので

3 41ページ

- (2) 自治体、医療従事者及び国民の姿勢 (p40)
 - ・国民については何も記載していないのであるから、表題は「自治体及び医療 従事者の姿勢とすべきである。

4 42ページ (3) 先進知見の収集と対応

最初の〇(「先進諸外国にあっては」で始まる。)の第1段落の「~我が国においては、昭和37年のWHO総会の報告書を国が翻訳して報告しているが、こうした知見がその後の通知等に反映されていなかった。」の部分は、研究班の最終報告書にあわせて、下記のように記載すべきである。

「~我が国においては、1940 年代後半頃から注射針・注射筒を介した感染が生ずる危険性について指摘する文献が見られており、最高裁判決においても、『欧米諸国においては、遅くとも 1948 年(昭和 23 年)には、血清肝炎が人間の血液内に存在するウイルスにより感染する病気であること、感染しても黄疸を発症しない持続感染者が存在すること、注射をする際、注射針のみならず注射筒を連続使用する場合にもウイルスが感染する危険があることについて、医学的知見が確立していた。また、我が国においても、遅くとも昭和 26 年当時には、血清肝炎が人間の血液内に存在するウイルスにより感染する病気であり、黄疸を発症しない保菌者が存在すること、そして、注射の際に、注射針のみならず注射筒を連続使用した場合にもウイルス感染が生ずる危険性があることについて医学的知見が形成されていた。』とされ、『被告(国)においては、遅くとも、昭和 26 年当時には、集団予防接種の際、注射針、注射筒を連続して使用するならば、被

接種者間に血清肝炎ウイルスが感染するおそれがあることを当然に予想することができたと認めるのが相当である。』と認定されている。また、昭和37年のWH O総会の報告書(血清肝炎の感染予防のためには注射の度毎に注射筒や注射針を新たに滅菌することが大切である旨を記載している。)を国が翻訳して報告している。ところが、こうした知見がその後の通知等に反映されていなかった。」

5 48ページ

国民の姿勢について、問題点の指摘ではされていない点であり、前回の位田構成員の発言があったが、「国民の意識が高まってきており、その意識に期待したい」という趣旨のご発言であったように思う。「国民の意識が不十分であった」という意味には取られない趣旨の記載のしかたが必要である。

6 53ページ 最後の○

これは、別項にして(6)とすべきである。

以上